主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人竹下伝吉、同山田利輔の上告理由第一点ないし第五点について 所論の点に関する原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係に照らし、正当とし て是認することができ、その過程に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用する ことができない。

同第六点について

農地法三条による都道府県知事等の許可の対象となるのは、農地等につき新たに 所有権を移転し、又は使用収益を目的とする権利を設定若しくは移転する行為にか ぎられ、時効による所有権の取得は、いわゆる原始取得であつて、新たに所有権を 移転する行為ではないから、右許可を受けなければならない行為にあたらないもの と解すべきである。時効により所有権を取得した者がいわゆる不在地主である等の 理由により、後にその農地が国によつて買収されることがあるとしても、そのため に時効取得が許されないと解すべきいわれはない。右と同旨に出て被上告人先代 D に本件土地につき時効取得を認めた原審の判断は相当であり、原判決に所論の違法 はなく、論旨は採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	藤	林	益	Ξ
裁判官	下	田	武	Ξ
裁判官	岸		盛	_

 裁判官
 岸
 上
 康
 夫

 裁判官
 団
 藤
 重
 光